

自主的な化学物質管理に係る自主点検票

Q 1 事業場内に所持（使用していないが保有している場合を含む）している物の中に、次のラベル表示（GHSによる絵表示）がされているものはありますか。



- ア ある
- イ なし



厚生労働省HP：安衛法における
ラベル表示・SDS提供制度

one point

絵表示がある物質は、何らかの危険性・有害性がある証です。
日常の業務では使用しない消毒液、害虫駆除剤、燃料、凍結防止剤などや、倉庫に眠っている在庫なども確認してみてください。

Q 2 事業場内において、Q 1 の絵表示のある物質の利用方法で該当するものすべてにチェックしてください。（複数選択可）

- 製造
- 取り扱い
- 保管
- その他



厚生労働省HP：職場における
化学物質対策について

one point

製造とは、塗料などの化学物質を純粋に製造するだけでなく、購入した物質を混合する場合も含まれます。（物質の組成が変わると製造とみなされます。）
取り扱いには、自動化・密閉化等によりばく露するおそれがない場合であっても、取り扱う作業がある以上、該当します。

Q 3 Q 1 の絵表示のある物質のSDS（安全データシートの略）を入手していますか。

- ア 全ての物質で入手している
- イ 一部のみ入手している
- ウ 入手していない
- エ SDSを知らなかった
- オ その他



職場のあんぜんサイト
《SDSとは》

Q 4 ラベル表示のある物質のSDSを利用してRA（リスクアセスメントの略：危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置）を実施していますか。

- ア 実施している
- イ 実施していない
- ウ RAを知らなかった
- エ その他



職場のあんぜんサイト
《化学物質のRA実施支援》

Q 5 RA実施後、リスク低減対策を講じましたか。

- ア 対策済み
- イ 対策を講じていない
- ウ その他



職場のあんぜんサイト
《作業別モデル対策シート》

Q 6 化学物質管理者を選任していますか。

- ア 専門的講習修了者から選任している
- イ 専門的講習修了者ではないが選任している
- ウ 選任していない
- エ その他



ケミサポ：化学物質
管理者の選任

one point

R6.4.1からRA対象物を製造、取り扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）は、選任が義務化されました。選任は、作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場ごとの選任で可能。選任したときは、化学物質管理者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等により関係労働者に周知する必要があります。（安衛則第12条の5）

Q 7 労働者に保護具を使用させるときは、保護具着用管理責任者を選任することが必要ですが、保護具着用管理責任者を選任していますか。

- ア 選任している
- イ 選任していない
- ウ 選任の必要がない
- エ その他



ケミサポ：保護具着用管理責任者
の選任

one point

保護具着用管理責任者も上記と同様に労働者に保護具を使用させることとしたときは、保護具着用管理責任者を選任することが義務化されました。（安衛則第12条の6）

ご意見、ご質問などありましたらお近くの労働基準監督署にお問い合わせください。

点検項目は以上です。
化学物質によるリスクを的確に把握し、労働者の健康確保に努めましょう。